

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。なお、各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（定義）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「独占的状态」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）

（ ）

問題 2（書面の交付）

貨物自動車運送事業法第 12 条第 1 項の運送契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該運送契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題 3（定期点検整備）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業の用に供する最大積載量 5 トン、車両総重量 7 トンの自動車について、3 月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

（道路運送車両法）

（ ）

問題4（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（道路運送法）

（ ）

問題5（実運送体制管理簿の作成等）

貨物自動車運送事業者は、他の貨物自動車運送事業者から貨物の運送を引き受け、貨物自動車運送事業法第24条の5第3項又は同条第4項の規定による通知を受け、かつ、その引き受けた貨物の運送について実運送を行うときは、当該通知に係る元請事業者に対し、当該実運送に係る貨物の真荷主ごとに、同条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

（貨物自動車運送事業法）

（ ）

問題6（賠償予定の禁止）

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

（労働基準法）

（ ）

問題7（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行わなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則）

（ ）

問題 8 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、国土交通大臣の許可を受けたときでなければ、有償で運送の用に供してはならない  
(道路運送法)

( )

問題 9 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の営業所における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。  
(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

( )

問題 10 (過労運転等の防止)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項の規定により選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。  
(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題 11 (車両通行帯)

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯を通行することができる。  
(道路交通法第)

( )

問題 1 2 (心理的な負担の程度を把握するための検査等)

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 5 項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、事業場の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(労働安全衛生法)

( )

問題 1 3 (親事業者の遵守事項)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後に(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に)給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

(下請代金支払遅延等防止法)

( )

問題 1 4 (運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、乗務を開始しようとするとき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 3 項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第 1 項から第 3 項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者にこれらの規定による報告をしなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題 1 5 (休憩)

使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 30 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

(労働基準法)

( )

Ⅱ. 次の問題 16 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16 (届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者が届け出なければならない事項とその届出先の組み合わせとして正しいものには○を、誤っているものには×を( )に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則)

- ア. 役員又は社員に変更があった場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長
  
- イ. 一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長
  
- ウ. 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長

ア ( ) イ ( ) ウ ( )

問題 17

次のア～ウについて、道路運送車両法に照らし、誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。

(道路運送車両法)

- ア. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から15日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。
  
- イ. 登録自動車の所有者は、登録自動車が増失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときから15日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。
  
- ウ. 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったときは、その事由があった日から30日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

( )

問題 18

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業報告規則に照らし正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 特別積合せ貨物運送を行っていない一般貨物自動車運送事業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。
- イ. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。
- ウ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

ア ( ) イ ( ) ウ ( )

問題 19 (運行管理者の業務)

次のア～オについて、一般貨物自動車運送事業者の営業所に選任される運行管理者の業務として誤っているものを2つ選び、( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- ア. 偏荷重が生じない貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- イ. 運転者等ごとに運転者等台帳を作成し、車両に備え置くこと。
- ウ. 60才以上の新たに雇い入れた運転者に適性診断を受けさせること。
- エ. 過積載による運送の防止について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。
- オ. 事業用自動車に係る事故に関する事項を記録し、及びその記録を1年間保存すること。

( ) ( )

問題 20 (事業計画の変更の届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更として正しいものには○を、誤っているものには×を( )に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則)

- ア. 営業所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものを除く。)
- イ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更(当該変更後の事業計画が貨物自動車運送事業法第9条第2項において準用する同法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。)
- ウ. 貨物自動車利用運送を行っている場合、利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

ア( ) イ( ) ウ( )

問題 21 (速報)

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に速報しなければならないものとして、正しいものを2つ選び、( )に記入しなさい。

(自動車事故報告規則)

- ア. 3人の死者を生じたもの。
- イ. 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの
- ウ. 自動車が転落し、自動車の積載されたコンテナが落下したもの
- エ. 自動車が転覆し、シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物の一部が飛散したもの
- オ. 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第41条第1項各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの

( ) ( )

問題 2 2 (運行管理者の氏名等の届出)

次のア～ウについて、一般貨物自動車運送事業者等が運行管理者選任(解任)届出書に記載しなければならない事項として誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ. 雇入れの年月日

ウ. 運行管理者が交付を受けている資格者証の番号及び交付年月日

( )

一般貨物自動車運送事業の経営許可等の申請に係る法令試験問題

受験番号

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。  
なお、各設問の語句の定義については、各法令の定めによります。

I. 次の問題 1 から 15 の文章で、正しいものには○を、誤っているものには×を  
（ ）内に記入しなさい。

問題 1（定義）

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「独占的状态」とは、事業者が、単独に、又は他の事業者と結合し、若しくは通謀し、その他いかなる方法をもつてするかを問わず、他の事業者の事業活動を排除し、又は支配することにより、公共の利益に反して、一定の取引分野における競争を実質的に制限することをいう。

（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 2 条第 5 項、第 7 項）

（正）私的独占にあたる

（ × ）

問題 2（書面の交付）

貨物自動車運送事業法第 12 条第 1 項の運送契約の当事者は、同項の規定による書面の交付に代えて、政令で定めるところにより、当該契約の相手方の承諾を得て、当該書面に記載すべき事項を電磁的方法（電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって国土交通省令で定めるものをいう。）により提供することができる。この場合において、当該運送契約の当事者は、当該書面を交付したものとみなす。

（貨物自動車運送事業法第 12 条第 3 項）

（ ○ ）

問題 3（定期点検整備）

一般貨物自動車運送事業者は、その事業の用に供する最大積載量 5 トン、車両総重量 7 トンの自動車について、3 月ごとに国土交通省令で定める技術上の基準により自動車を点検しなければならない。

（道路運送車両法第 48 条第 1 項）

（ ○ ）

問題4（有償旅客運送の禁止）

貨物自動車運送事業を営業者は、有償で旅客の運送をしてはならない。ただし、災害のため緊急を要するときその他やむを得ない事由がある場合は、この限りでない。

（道路運送法第83条）

（正）国土交通大臣の許可が必要

（ × ）

問題5（実運送体制管理簿の作成等）

貨物自動車運送事業者は、他の貨物自動車運送事業者から貨物の運送を引き受け、貨物自動車運送事業法第24条の5第3項又は同条第4項の規定による通知を受け、かつ、その引き受けた貨物の運送について実運送を行うときは、当該通知に係る元請事業者に対し、当該実運送に係る貨物の真荷主ごとに、同条第1項各号に掲げる事項を通知しなければならない。

（貨物自動車運送事業法第24条の5第5項）

（ ○ ）

問題6（賠償予定の禁止）

使用者は、労働契約の不履行について違約金を定め、又は損害賠償額を予定する契約をしてはならない。

（労働基準法第16条）

（ ○ ）

問題7（点呼等）

貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の運行の業務に従事しようとする運転者等に対して対面により、又は対面による点呼と同等の効果を有するものとして国土交通大臣が定める方法（運行上やむを得ない場合は電話その他の方法。）により点呼を行わなければならない。

（貨物自動車運送事業輸送安全規則第7条第1項）

（ ○ ）

問題 8 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、国土交通大臣の許可を受けたときでなければ、有償で運送の用に供してはならない

(道路運送法第78条)

(正) 道路運送法第78条第1号、第2号に該当する場合、国土交通大臣の許可は不要

( × )

問題 9 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

使用者は、貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の休息期間については、当該自動車運転者の営業所における休息期間がそれ以外の場所における休息期間より長くなるように努めるものとする。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第4条第2項)

(正) 住所地

( × )

問題 10 (過労運転等の防止)

貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第1項の規定により選任する運転者及び特定自動運行保安員は、日々雇い入れられる者、2月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第3条第2項)

( ○ )

問題 11 (車両通行帯)

車両は、車両通行帯の設けられた道路においては、道路の左側端から数えて1番目の車両通行帯を通行しなければならない。ただし、自動車(小型特殊自動車及び道路標識等によって指定された自動車を除く。)は、当該道路の左側部分(当該道路が一方通行となっているときは、当該道路)に3以上の車両通行帯が設けられているときは、政令で定めるところにより、その速度に応じ、その最も右側の車両通行帯を通行することができる。

(道路交通法第20条第1項)

(正) 最も右側の車両通行帯以外の車両通行帯

( × )

問題 1 2 (心理的な負担の程度を把握するための検査等)

事業者は、労働安全衛生法第 66 条の 10 第 5 項の規定による医師の意見を勘案し、その必要があると認めるときは、事業場の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講ずるほか、当該医師の意見の衛生委員会若しくは安全衛生委員会又は労働時間等設定改善委員会への報告その他の適切な措置を講じなければならない。

(労働安全衛生法第 66 条の 10 第 6 項)

(正) 当該労働者

( × )

問題 1 3 (親事業者の遵守事項)

親事業者は、下請事業者に対し製造委託等をした場合は、下請事業者の責めに帰すべき理由がないのに、下請事業者の給付の内容を変更させ、又は下請事業者の給付を受領した後(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした後に)給付をやり直させることによって、下請事業者の利益を不当に害してはならない。

(下請代金支払遅延等防止法第 4 条第 2 項)

( ○ )

問題 1 4 (運転者)

貨物自動車運送事業者の運転者は、乗務を開始しようとするとき、貨物自動車運送事業輸送安全規則第 7 条第 3 項に規定する乗務の途中及び乗務を終了したときは、同条第 1 項から第 3 項までの規定により貨物自動車運送事業者が行う点呼を受け、貨物自動車運送事業者これら規定による報告をしなければならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 17 条)

( ○ )

問題 1 5 (休憩)

使用者は、労働時間が 6 時間を超える場合においては少くとも 30 分、8 時間を超える場合においては少くとも 1 時間の休憩時間を労働時間の途中に与えなければならない。

(労働基準法第 34 条第 1 項)

(正) 45 分

( × )

Ⅱ. 次の問題 16 から 22 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 16 (届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法施行規則に照らし、一般貨物自動車運送事業者が届け出なければならない事項とその届出先の組み合わせとして正しいものには○を、誤っているものには×を( )に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則第 44 条第 1 項)

ア. 役員又は社員に変更があった場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長

(正) 国土交通大臣又は地方運輸局長

イ. 一般貨物自動車運送事業の運輸を開始した場合 当該一般貨物自動車運送事業の許可をした国土交通大臣又は運輸支局長

(正) 国土交通大臣又は地方運輸局長

ウ. 休止していた一般貨物自動車運送事業を再開した場合 当該休止の届出を受理した運輸監理部長又は運輸支局長

ア ( × ) イ ( × ) ウ ( ○ )

問題 17

次のア～ウについて、道路運送車両法に照らし、誤っているものを 1 つ選び、( )内に記入しなさい。

(道路運送車両法第 13 条第 1 項、第 15 条第 1 項、第 16 条第 2 項)

ア. 新規登録を受けた自動車について所有者の変更があったときは、新所有者は、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

イ. 登録自動車の所有者は、登録自動車が増失し、解体し(整備又は改造のために解体する場合を除く。)、又は自動車の用途を廃止したときは、その事由があった日から 15 日以内に、永久抹消登録の申請をしなければならない。

ウ. 一時抹消登録を受けた自動車(国土交通省令で定めるものを除く。)の所有者は、当該自動車の車台が当該自動車の新規登録の際存したものでなくなったときは、その事由があった日から 30 日以内に、国土交通省令で定めるところにより、その旨を国土交通大臣に届け出なければならない。

(正) 15 日

( ウ )

問題 18

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業報告規則に照らし正しいものには○を、誤っているものには×を（ ）に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条第1項、第2条の2、第3条第1項)

ア. 特別積合せ貨物運送を行っていない一般貨物自動車運送事業者は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。

(正) 毎事業年度の経過後100日以内

イ. 一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならない。

ウ. 貨物自動車運送事業者は、貨物自動車運送事業報告規則第2条及び第2条の2に定める報告書又は届出書のほか、国土交通大臣、地方運輸局長、運輸監理部長又は運輸支局長から、その事業に関し報告を求められたときは、報告書を提出しなければならない。

ア ( × ) イ ( ○ ) ウ ( ○ )

問題 19 (運行管理者の業務)

次のア～オについて、一般貨物自動車運送事業者の営業所に選任される運行管理者の業務として誤っているものを2つ選び、( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第20条第1項)

ア. 偏荷重が生じない貨物の積載方法について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

イ. 運転者等ごとに運転者等台帳を作成し、車両に備え置くこと。

(正) 営業所

ウ. 60才以上の新たに雇い入れた運転者に適性診断を受けさせること。

エ. 過積載による運送の防止について、従業員に対する指導及び監督を行うこと。

オ. 事業用自動車に係る事故に関する事項を記録し、及びその記録を1年間保存すること。

(正) 3年間

( イ ) ( オ )

問題 20 (事業計画の変更の届出)

次のア～ウについて、貨物自動車運送事業法第9条第3項の国土交通省令で定める軽微な事項に関する事業計画の変更として正しいものには○を、誤っているものには×を( )に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業施行規則第6条第1項、第7条第1項)

ア. 営業所の位置の変更(貨物自動車利用運送のみに係るもの及び地方運輸局長が指定する区域内におけるものを除く。)

(正)に限る

イ. 各営業所に配置する事業用自動車の種別ごとの数の変更(当該変更後の事業計画が貨物自動車運送事業法第9条第2項において準用する同法第6条各号に掲げる基準に適合しないおそれがある場合を除く。)

(正)貨物自動車運送事業法第9条第3項で定める軽微な事項に該当しない

ウ. 貨物自動車利用運送を行っている場合、利用する運送を行う一般貨物自動車運送事業者又は特定貨物自動車運送事業者の概要

ア(×) イ(×) ウ(○)

問題 21 (速報)

次のア～オについて、自動車事故報告規則に照らし、貨物自動車運送事業者がその使用する事業用自動車で事故を起こした場合に速報しなければならないものとして、正しいものを2つ選び、( )に記入しなさい。

(自動車事故報告規則第4条第1項)

ア. 3人の死者を生じたもの。

イ. 自動車が転覆し、転落し、火災(積載物品の火災を含む。)を起こし、又は鉄道車両(軌道車両を含む。)と衝突し、若しくは接触したもの

(正)旅客自動車運送事業者等が使用する自動車が引き起こしたものに限る。

ウ. 自動車が転落し、自動車の積載されたコンテナが落下したもの

(正)速報しなければならないものに該当しない。

エ. 自動車が転覆し、シアン化ナトリウム又は毒物及び劇物取締法施行令(昭和三十年政令第二百六十一号)別表第二に掲げる毒物又は劇物の一部が飛散したもの

オ. 自動車の装置(道路運送車両法(昭和二十六年法律第百八十五号)第41条第1項各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの

(正)速報しなければならないものに該当しない。

(ア)(エ)

問題 2 2 (運行管理者の氏名等の届出)

次のア～ウについて、一般貨物自動車運送事業者等が運行管理者選任(解任)届出書に記載しなければならない事項として誤っているものを1つ選び、( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第19条)

ア. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

イ. 雇入れの年月日

(正) 記載しなければならない事項に該当しない

ウ. 運行管理者が交付を受けている資格者証の番号及び交付年月日

( イ )